

経営管理 マガジン

11

2022 November

P2 経営 TOPICS

経済安全保障推進法が成立！ 4つの柱と企業が受ける影響とは

P3 データで見る経営

2030年までに63万人が不足？
外国人労働者の待遇改善も検討中

P4 税務・会計 2分セミナー

基準や傾向が存在する？しない？
税務調査の対象に選ばれやすい法人とは

P5 労務 ワンポイントコラム

着替えや朝礼、同僚との雑談など
主要業務以外の時間は労働時間になる？

P6 社長が知っておきたい 法務講座

社長が会社の借金を肩代わり？
法人の破産と個人の破産の違いとは

P7 増客・増収のヒント

さまざまな業種で進む
無人化のメリットとデメリット

P8 経営なんでも Q&A

企業の買収と合併は何が違う？
M&Aで選ばれる2つの手法



税理士法人

Grow Up

税理士法人GrowUp

滋賀相続相談所

【草津事務所】
〒525-0037
草津市西大路町6-2
TEL:077-532-8368
FAX:077-532-8398

【彦根事務所】
〒522-0074
彦根市大東町13-1 上野第2ビル2階 南角
TEL:0749-47-6368
FAX:0749-47-6369

経済安全保障推進法が成立！ 4つの柱と企業が受ける影響とは

2022年5月11日に『経済安全保障推進法』が参議院本会議で可決・成立しました。諸外国からのサイバー攻撃や先端技術の流出を防ぐことを目的とし、公布から2年を期限に段階的に施行されます。今回は、法律の施行により一般的な企業が受ける影響について説明します。

国民の生活と日本経済を守るため 重要物資とインフラの供給を確保

『経済安全保障推進法』は、国民生活や日本経済に影響を及ぼす諸外国の脅威に対抗するために成立した法律です。

同法では、以下の4つを柱にした措置を行います。

- ① 重要物資の安定的な供給の確保
- ② 基幹インフラの安定的な供給の確保
- ③ 先端的重要技術の開発支援
- ④ 特許出願の非公開



各制度の中身と、企業が受ける影響を見ていきましょう。

■重要物資の安定的な供給の確保

半導体や医薬品などを一部の国からの供給に依存していると、供給がストップした際に、国民の生活や経済活動に大きな影響が出る可能性があります。この制度ではそれらの物資を『特定重要物資』に指定。『特定重要物資』を取り扱う事業者は、融資や助成金が必要な場合、供給確保計画を作成し、所管大臣の認定を受ける必要があります。制度の詳細は決まっていますが、認定された事業者が融資や助成金などの支援を受けることのできる措置が予定されています。

■基幹インフラの安定的な供給の確保

インフラに関する重要設備の導入や、維持管理の委託を行う際には、不正なソフトウェアを仕込まれ、有事の際に誤作動を起こされる事態などを想定し、計画書の事前届出と審査が義務づけられます。審査期間は原則30日とされており、審査結果に基づき、計画の変更や中止など、妨害行為を防止するために必要な措置が取られます。インフラの妨害を目的とした外国企業が入り込まないよう、計画書には委託先となる下請け企業の情報を詳細に記載する必要があり、適正な下請け管理が求められることとなります。

■先端的重要技術の開発支援

宇宙・海洋・量子・AIなどの分野における先端的重要技術は、安全保障のみならず、日本の国際的な地位を確保するためにも必要不可欠であり、官民一体となって成果を適切に活用していくことが重要です。この制度では、重要技術の研究開発等に対する必要な情報提供や資金支援が行われると同時に、各プロジェクトをサポートするための協議会の設置が予定されています。協議会には一般企業の研究代表者や従事者も参加することになりますが、協議会の中で共有される機微情報には守秘義務があり、情報を漏洩させたり、盗用した場合には厳しく罰せられます。

■特許出願の非公開

日本では特許を取得すると、一定期間ののち一般に公開されます。しかし、日本の『レーザー濃縮技術研究組合』が開発したウラン濃縮技術が韓国で見つかったことがあり、このような、「公開になれば我が国の安全保障環境が著しく損なわれる恐れがある」発明は非公開にできるようになります。一般企業においては、研究開発を進めていたものが非公開の対象になってしまうと、特許を活用したビジネス展開が難しくなる可能性があります。そのため、非公開になったことによる損失を補償する制度も設置される予定です。

2022年8月1日には、経済安全保障推進法の一部施行に合わせ、内閣府に同法を運用していくための『経済安全保障推進室』が設置されました。今後は特定重要物資や、先端的重要技術などが具体的に指定されていくこととなります。影響を受ける可能性がある企業は、施行期日などを含め、各制度の動きに注目していく必要があります。

2030年までに63万人が不足？ 外国人労働者の待遇改善も検討中

現在、日本では深刻な人手不足を補うため、外国人労働者の受け入れが広がっています。しかし近い将来、国内で63万人の外国人労働者が不足すると推計されています。今回は外国人労働者の雇用を巡る諸問題について、お伝えします。

JICAの研究機関の試算では 2030年までに63万人が不足

2022年2月、独立行政法人・国際協力機構（JICA）の『緒方貞子平和開発研究所』は、2030年までに国内の外国人労働者が63万人不足すると試算しました。同研究所は、労働者の主な送り出し国となっているベトナム、中国、フィリピン、ブラジルなどの将来の人口動態や経済水準、過去の入国者数を考慮し、2030年に来日している外国人労働者数を試算しました。

その結果、日本国内の外国人労働者の需要が419万人なのに対し、2030年に日本で就労している外国人は356万人となることがわかり、現在の受け入れ方式では、約63万人の外国人労働者が不足する見込みとなりました。

なお、日本国内の需要は、目標GDP（国内総生産）の成長率を年1.24%と設定した場合となり、設備投資による自動化・機械化を考慮しています。

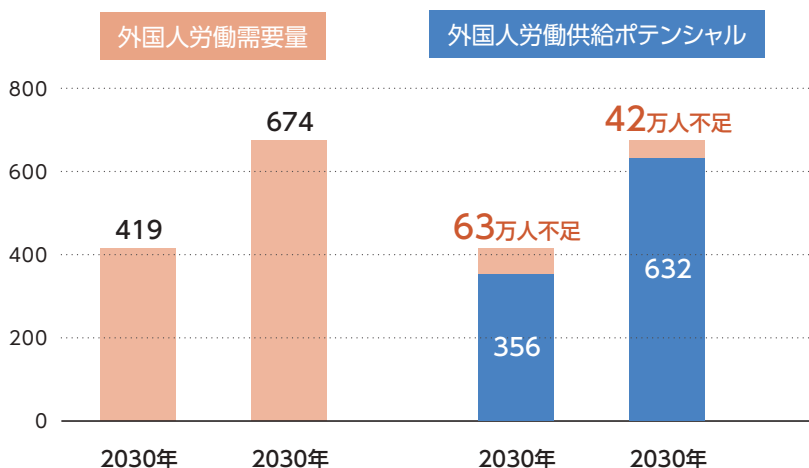
受け入れ方式の変更が必要？ 長期的な不足の見込み

研究所の試算によると、2040年には、42万人の外国人労働者が不足する見通しで、長期的に不足状態が続くと考えられます。今回の試算では中国など、諸外国との将来的な競合関係の変化は考慮していないため、今の数字以上に外国人労働者が不足する可能性もあります。

また、送り出し国の経済成長などにより、日本と労働者の出身国との賃金格差が縮小しており、外国人労働者が日本を選ぶメリットは年々減少する見通しです。現在の受入れ体制では目標GDPの到達に必要な外国人労働者を確保できないため、滞在期間の長期化を踏まえた在留資格の緩和などの検討も進められています。

現在、外国人技能実習制度の改善に関する議論がはじまっており、状況の改善が期待されます。

外国人労働者の需要ギャップ(万人)



税務・会計 2分セミナー

基準や傾向が存在する?しない? 税務調査の対象に選ばれやすい法人とは

税務調査とは、税務署などが納税者の申告内容を確認し、誤りがあれば是正を求める調査のことです。法人および個人事業主が対象ですが、毎年税務調査が行われる法人もあれば、一度も調査されない法人もあります。今回は、調査対象になりやすい法人の特徴を説明します。

コロナの影響で調査件数は減少も 追徴税額は前年比で2.5倍に

国税庁が2021年11月に発表した『法人税等の調査実績』によれば、2020年事務年度における税務調査の実地件数は、約2万5,000件でした。新型コロナウイルス感染症の影響により、約7万6,000件の調査があった2019年からマイナス32.7%と大幅に減少しています。しかし、調査1件あたりの追徴税額は前年比で約2.5倍に増加しており、悪質な不正計算が想定される法人や大口の法人など、調査必要度の高い法人に絞って税務調査が行われたことが伺えます。

また、申告内容に誤りが想定される納税者に対して行われる『簡易な接触』は、約6万8,000件と、前年比で約1.5倍に増加しました。簡易な接触とは、書面や電話、来署依頼による面接などを指します。税務署は、この簡易な接触により、納税者に対して自発的な申告内容の見直しなどを要請します。

緊急事態宣言の発令下では、直接の対応が必要となる税務調査は減少しましたが、税務調査が行われなかったわけではありません。そのため、今後コロナが収束に向かえば税務調査の実施件数も増えていくことが予想されます。

国税庁は、税務調査の選定対象について明確な基準を公表していませんが、普通法人でおよそ4~5年に一度は税務調査が行われるといわれています。しかし、過去に一度も調査が入っていない法人もあります。では、調査対象になる基準はどこにあるのでしょうか。

一般的に、前年に比べて売上が急激に増加している会社は税務調査の対象に選ばれる傾向があります。売上が伸びれば、納めるべき税金もそれだけ増えることになるため、税務署も申告書の内容だけではわからない実態を知るために調査に入ることになります。

税務署が特に目を光らせる 勘定科目の変動や過去の申告漏れ

一方、赤字の会社は税務調査の対象にならないと思われがちですが、赤字でも税務調査が入る場合があります。本来は黒字であるにも関わらず、所得を操作して赤字にしている悪質な会社もあるため、本当に適正に申告が行われているのかを確認する必要があります。そもそも申告を行っている法人の7割は赤字なので、赤字だからといって、税務調査を免れることができるわけではありません。

また前年と比べて、勘定科目に大きな変動がある会社も、経費計上が正しく行われていない可能性があるため、税務調査の対象になることがあります。逆に、外部の税理士などが税務会計に携わっている会社は、適正に会計処理が行われているとみなされ、対象から外されるケースもあります。

一方、前年と比べて売上や勘定科目に大きな変化がなくても、不動産売却や相続関連で個人の収入が増えている場合は、個人に対する調査と同時に、法人にも調査に入ることがあります。

さらに、過去に申告漏れを指摘された会社などは、調査を受けやすく、中には毎年のように調査が行われる会社もあります。税務署は諸問題が解決されているのかどうかを確認するために調査を行うので、前年に調査が入ったからといって、調査が行われないわけではありません。

このように、調査の対象になりやすい条件はさまざまです。また、これらの条件に該当しない場合でも、税務調査が行われる可能性は十分にあります。

税務調査は事業を営んでいるすべての法人と個人が対象になるため、いつ調査に入られてもよいように、適正な申告を行った上で、税理士に相談するなどの事前対策を講じておきましょう。

労務ワンポイントコラム

着替えや朝礼、同僚との雑談など 主要業務以外の時間は労働時間になる？

使用者は労働時間に応じた賃金を労働者に支払う必要がありますが、従業員が制服に着替える時間や朝礼の時間などは労働時間に含まれるのでしょうか。労働時間は労働者が使用者の指揮命令下に置かれているか否かで判断します。労働時間の考え方を理解しておきましょう。

明示的もしくは黙示的な指示を 会社が出していたかどうか重要

2022年6月、労働基準監督署は、飲食チェーンを経営する大阪のグループ会社に対し、着替え時間の未払い賃金を支払うように是正勧告を出しました。同社の経営するカフェでは、着替え時間が労働時間に含まれておらず、同店で働く女性が賃金を支払うように求めていました。

このように、制服に着替える時間は原則として労働時間に含まれます。着替える時間は通常5～10分ほどですが、賃金は1分単位で支払う必要があり、積み重なればかなりの額になります。制服の着用を義務付けている企業では、多くの場合、就業規則にその定めがあるため、更衣時間が使用者の指揮命令下に置かれていると判断されます。たとえ就業規則に記載がなかったとしても、暗黙の了解で着用が強制されていたり、制服を着用しないことによってその従業員が不利益を被る場合は、使用者の指示によるものとされます。

着替える時間と同様に、朝礼や資料を用意する時間なども、使用者の指揮監督下にある業務に必要な準備時間とされ、主要業務ではなかったとしても、労働時間に含まれます。業務後の清掃や帰りの着替えなども、業務に関連している時間に含まれるため、労働時間となります。

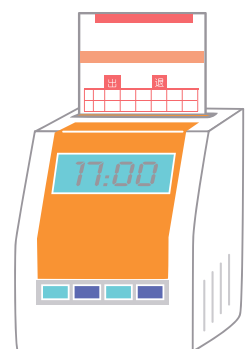
労働時間に含まれるかどうかの判断基準は労働者が使用者の指揮命令下にあるかどうかです。たとえば通常、昼休憩は労働時間に含まれませんが、休憩中も電話対応や顧客対応を求められる場合は指揮命令下にあるといえます。この待機時間を『手持時間』と呼びます。さらに、従業員が個別に行う業務のための学習や教育訓練、研修の時間なども、会社側が学習や研修への参加を指示していた場合は指揮命令下にあると判断されるため注意が必要です。

使用者には労働者の労働時間を 正確に把握する義務がある

就業時間が過ぎているにも関わらず、労働者が事業所に居残って雑談をしているケースは、会社の指揮命令下にあるとはいええないため、労働時間には含まれません。判断が難しいのは、従業員が早めに出勤しているケースです。たとえば、始業時刻に業務を始められるように、従業員が10分早く出社しているとします。このとき、あくまで従業員が自主的に早く出社しているのであれば、労働時間にはなりません。10分前出社が慣例化している場合は、労働時間と判断されることもあります。

そもそも、使用者には労働者の労働時間を適正に把握する義務があります。労働時間の適正な把握を行うためには、タイムカードやICカード、パソコンの使用時間の記録などの客観的なデータを活用しましょう。たとえば、着替えの時間などは、タイムカードを打刻してから制服に着替えてもらい、就業後は私服に着替えてから、打刻してもらうようにします。また、管理者が事業所において直接確認することも有効です。特に就業後は、タイムカードを打刻する前に従業員が雑談に興じてしまう可能性もあるため、着替え後にすぐ打刻するように管理者が促す必要があります。

労働時間の適正な把握は、賃金の未払いの防止はもちろん、従業員の過重労働を防ぐことにもつながります。定期的の実態調査を行い、労働時間を管理する上で、問題が起きていないか確認するとよいでしょう。





社長が会社の借金を肩代わり？ 法人の破産と個人の破産の違いとは

債務超過などによって会社が続けられなくなった場合は、破産法に基づく破産手続を行う必要があります。破産手続が終わると会社の法人格が消滅するため、債務の支払いはなくなります。ただし、代表が法人の連帯保証人になっている場合は、代表個人は保証契約に基づく債務を支払わなければなりません。法人と個人の破産の違いを理解しておきましょう。

破産手続を行えば法人格は消滅 抱えていた借金もなくなるが…

手形の不渡りによる支払不能や、借金が返せない債務超過などによって事業の継続が不可能な状態に陥ってしまったら、代表者は会社を再建するのか、それとも事業をやめるかを考えなければなりません。再建する場合は民事再生や会社更生などの手続を行い、会社をたたくのであれば破産手続を行います。

破産手続を行うには、裁判所に『破産手続開始申立て』を行います。申立てによって裁判所から破産手続開始決定が出ると、選任された破産管財人が会社の所持している資産を換価し、債権者に公平に分配します。通常、破産管財人は破産者や債権者とは利害関係のない弁護士などが選ばれます。破産後は法人格が消滅するため、分配後に残った負債もすべてなくなります。

法律上は法人と代表者は別人格とされており、法人に負債があっても、その負債を代表者が負うことはありません。また、破産によって代表者の財産に影響を受けることもありません。破産手続をしてしまえば、資金繰りに頭を悩ませることもなくなりますし、不安やプレッシャーからも開放されます。信用に傷がついたり、新たに借り入れることが難しくなるなどのデメリットはありますが、破産によって債務がなくなるため、また一から事業を始めることもできます。

しかし、代表者が法人の連帯保証人になっているケースは別です。連帯保証人は主債務者である法人が返済できなくなった場合でも、代表者個人の資産で借金を返していくこととなります。中小企業では金融機関から融資を受ける際に、『経営者保証』といって、代表を務める経営者が連帯保証人になるケースがほとんどです。

生活に必要な自由財産は所持OK 債務は免除されない可能性も…

代表者が連帯保証人になっている場合には、代表者個人の資産で法人の抱えていた負債を解消できればよいのですが、難しい場合は代表者個人が自己破産をせざるをえないことも多いでしょう。

自己破産とは、法人の破産と同様に、破産法に基づいて債務を免責してもらう手続のことです。裁判所にて破産手続開始申立てを行うと破産管財人が選任され、所有している資産を換価して、債権者に公平に分配します。

もっとも、自己破産の場合は今後も生活をしていかなければならないため、生活に必要な最低限の財産については換価の対象になりません。破産者が自由に利用できる最低限の財産のことを『自由財産』と呼びます。自由財産の対象は、99万円以下の現金や、破産後に取得した財産、日常生活に不可欠な電化製品や衣服、家具、減価償却期間を経過している自動車などです。

裁判所に破産手続開始の申立てを行えば、同時に『免責許可』の申立てを行ったとみなされます。免責許可とは、借金の支払責任を免れることを許可することを指しますが、注意したいのは全てのケースで免責が認められるわけではないということです。たとえば、自己破産するからと故意に負債を増やしていたり、処分されないために財産を隠していたりすると、免責は許可されません。また、債権者を騙したり、浪費やギャンブルなどで負債を増やした場合なども支払責任はなくなるないので、気をつけましょう。

法人破産と自己破産の破産手続開始申立ては、同時に行うことができますが、それぞれ手数料や予納金などがかかります。いずれにせよ、破産は重大な決断がともないです。弁護士などの専門家とも相談し、慎重に進めていく必要があります。

💡 増客・増収のヒント

さまざまな業種で進む 無人化のメリットとデメリット

コロナ禍において、さまざまな業種の店舗や業務や施設において『無人化』が進み、人件費の削減や人手不足の解消、業務の効率化などが可能になりました。実例を踏まえながら、無人化が社会へ今後与える影響や、導入のハードルについて紹介します。

AIやIoTの進展よって 外食産業や小売業で無人化が進む

無人化の先駆けともいえる、客が自ら給油を行うセルフ式ガソリンスタンドは、1999年に静岡県で誕生しました。スーパーマーケットのセルフレジは、2003年に千葉県柏市のマックスバリュ松ヶ崎店で初めて導入されています。20年近く前から始まっていた業務の無人化は、AIやIoTなどの先進技術の進歩によって、近年、これまでは難しいとされてきた業務の店舗にも導入されつつあります。

外食産業大手のすかいらーくグループは、2022年中に全国2000店舗に配膳ロボットを導入すると発表しました。配膳の無人化は難しいとされてきましたが、高度な3Dカメラやセンサー技術、マッピング機能などを備えたロボットが登場。障害物を避けながら自動走行し、料理を客のもとに届けるという複雑なオペレーションも可能になりました。

2022年にはNTTグループが無人店舗システムの提供をスタートさせました。客は入口のQRコードにスマートフォンをかざし、カメラ機能で商品のバーコードを読み取り、事前に登録したクレジットカードや電子マネーで決済を行うという仕組みです。主に人手が足りない小型店舗への導入を想定しています。

こうした電子決済やデジタルツールの普及、コロナ禍による消費者の生活様式の変化なども無人化を後押ししています。コロナ禍では非接触のニーズが高まり、特に対人業務においてさまざまなシーンで無人化のシステムが導入されつつあります。2022年の北京冬季五輪では、調理から配膳まですべてをロボットが行う無人レストランが話題になりました。日本では、まだ実験段階ではありますが、アパレルショップにおける服の無人販売や、自らヘアケアなどを行うことができる無人型セルフヘアサロンなどが注目を集めています。

先進技術を投入しなくても アイデア次第で無人化は可能

無人化を支援するサービスや技術の研究開発が進んだことで、店舗や施設以外の業種でも無人化が広がっています。たとえば、車の自動運転は、日本国内でも実証実験が進められており、近い未来に自動運転のタクシーやバスが実用化するといわれています。

ほかにも、危険な作業が伴う工事現場や、24時間体制で監視が必要な警備分野、オートメーション化のしやすい製造現場でも無人化が進められています。韓国の大手テクノロジー企業のサムスン電子は、ロボットだけで生産工程を担う完全無人の工場を、2030年までに実現させると発表しました。

日本は少子高齢化などを要因とした労働人口の不足が深刻化しており、特に人材不足が顕著な業種では、無人化や省人化が課題解決の一助になるといわれています。また、人件費などのコスト削減や、業務の効率化にもつながります。配膳ロボットを導入した店舗では、業務の効率化によって客の回転率が向上し、増客につながったという事例もあります。

一方で、ロボットやシステムの導入コストが高い、トラブルに対して人間ほど柔軟に対応できないといったデメリットも考えられます。導入は業務全体のオペレーションと照らし合わせて慎重に検討する必要がありますでしょう。

現在、全国各地に24時間の無人販売所を展開している『餃子の雪松』は、AIやIoTなどを使わず、昔ながらの料金箱方式で料金を回収。料金箱を賽銭箱風にして、心理的に盗難を抑制しています。アイデア次第では、先進技術を使わなくても無人化は可能というわけです。

まずは自社の場合、どのような形の無人化が可能なのか、社内で話し合ってみてはいかがでしょうか。

経営なんでも Q&A

企業の買収と合併は何が違う？ M&Aで選ばれる2つの手法



社内に後継者がいないため、将来的に事業承継を目的としたM&Aを考えています。M&Aでは、買収の手法として、主に『株式譲渡』と『事業譲渡』が選ばれていると聞きました。それぞれ、こういった特徴があるのでしょうか。また、買収と合併の違いについても教えてください。



M&Aは、Mergers (合併) と Acquisitions (買収) の略語で、企業の合併や事業買収を意味します。買収は事業継承のために行われることが多く、株式譲渡と事業譲渡の2つの手法があります。株式譲渡は買い手が売り手の株式を買い取る手法、事業譲渡は売り手の事業の一部もしくは全てを買い取る手法です。また、買収と合併との違いは、法人格が消滅するかどうかです。

株式譲渡や事業譲渡を行う際の メリットとデメリット

事業承継の際に行われる株式譲渡は、売り手企業の発行している株式を買い手企業が買い取ることで成立します。株式の売買には、上場企業による証券取引所での売買や、対象企業の株式を不特定の投資家から集める株式公開買付 (TOB) などがあります。非上場企業は株式を公開していないため、売り手と買い手の当事者間で売買する『相対取引』にて株式を売買することになります。

すべての株式の譲渡が終われば、買い手企業が売り手企業の権利や義務を引き継ぐことになります。株式譲渡によって事業承継が実現するほか、売り手企業は株式の売却益を得られます。一方、株式を安く買い叩かれる結果になったり、承継した相手側の会社次第で経営方針が大きく変わる可能性もあります。

次に、事業譲渡は、会社の事業を譲渡する手法です。売り手企業は、従業員や設備、取引先やノウハウなどを買い手企業に売却します。すべてを売却し譲渡することもできますが、一部のみ売却して、必要な事業は手元に残しておくことも可能です。ただし、譲渡には株主総会の承諾が必要で、取引先や従業員との再契約などもすることになります。時間やコストがかかる点はデメリットといえるでしょう。

中小企業における事業承継は 合併よりも買収が選ばれている

これら2つの譲渡方法の買収による事業承継の最大のメリットは、吸収合併と違い、被買収会社の法人格が残るといことです。経営者が変わったとしても、会社を存続させたい場合は、買収を選ぶケースが多いでしょう。一方、主にグループ会社の再編や事業拡大を目的に行われるのが合併です。複数の会社を統合する合併では、法人格が消滅します。合併には存続する会社に、残りの会社を編入させて統合させる『吸収合併』と、2つ以上の会社が統合して新しい会社を作る『新設合併』があります。吸収合併の場合は、吸収する側の会社以外の法人格が消滅し、新設合併の場合は、統合するすべての会社の法人格が消滅します。

前述のとおり、合併に比べて手続きやコストが簡便であることや、法人格が残ることから、中小企業では株式譲渡や事業譲渡による買収が選ばれることが多くなっています。中小企業庁が発表した2018年版『中小企業白書』では、事業譲渡が41.0%と最も多く、次いで株式譲渡が40.8%となっています。合併による事業承継は15.0%でした。また中小企業では77.4%が同業種とのM&Aを実現させています。将来的にM&Aによる事業承継を考えているのであれば、中小企業のM&Aをサポートしてくれる自治体の引継ぎ支援センターや、M&Aの仲介会社などの活用を検討してみましょう。